

奨 学 金 規 定

医療法人社団 うら梅の郷会
朝倉記念病院

医療法人社団 うら梅の郷会 朝倉記念病院 奨学金規定

(目的)

第1条 医療法人社団うら梅の郷会朝倉記念病院（以下「当院」という）は、看護師資格取得の為、看護学校（以下「学校」という）の学生（含、入学内定者）のうち、奨学生を希望する学生に対し、本規定を定める。

2. 本規定の奨学生を受ける学生を「奨学生」という。

(資金使途)

第2条 看護学校就学に関わる一切の資金とする。

2. 限度額は、3百万円とする。

3. 支払いは原則として、当院が奨学生または奨学生の保護者に代行して行う。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は下記の内容をもとに当院が面接し決定する。

2. 学校の学生（含、入学内定者）で、学業成績上位者かつ品行方正な者。

3. 看護師資格取得（含、学校卒業）後、翌月から当院に第6条の返済期間（以下「返済期間」という）以上勤務できる者。

4. 当院に勤務可能な地域に、現在または看護師資格取得（含、学校卒業）後に居住する者。

(保証人)

第4条 保証人は、連帯保証人2名とし、その資格を有する者とする。

(異動)

第5条 奨学生・連帯保証人・親権者は異動が生じた場合は、遅延なく届出なければならない。

(返済方法)

第6条 奨学生は当院入職後、奨学生と同額になるまで初給与から返済引当金として毎月天引きし、当該資金で一括返済する。

2. 返済期間は5年以上7年以内（1年刻み）とし、賞与での増額も認める。

3. 每月額は、定額とし1千円単位とする。

4. 賞与額は、定額とし1万円以上1千円単位とする。

5. 端数が生じた場合は、最終回で調整する。

6. 支払利息は徴収しない。

7. 傷病等その他やむをえない正当な事由があり、返済の継続が困難な場合は、当院で協議し返済を中断する。但し、返済再開後に当院への就労が可能で、かつ本規定の履行が継続して可能と認められた場合とする。

(奨学生の返済免除)

第7条 奨学生の返済免除は、勤務状況等を勘案し当院で協議し決定する。

2. 奨学生が、第6条を履行し返済引当金残高が奨学生と同額となった場合、最高で奨学生の半額（1万円単位）を免除する。
3. 返済後の残高は、奨学生に返還する。

(奨学生の停止)

第8条 学校に入学予定もしくは在学中の奨学生が、今後の就学が困難な場合、奨学生として不適切と認められる場合、看護師国家資格試験に合格しなかった場合、当院で協議し奨学生を停止する。

2. 前項の場合は当院から奨学生停止を通知するが、通知後3ヶ月以内に奨学生の全額を一括返済する。
3. 前項1・2において、やむをえない正当な事由があり、かつ一定の期間をもって同じ学校への復学が可能、または一年以内の看護師国家資格試験に合格が見込まれ、かつ本規定の履行が継続可能と認められた場合は、当院で協議し本規定の適応を再開する。

(奨学生の一括返済)

第9条 退職で、第3条3項に抵触する場合は諭旨免職とし、返済引当金の天引きを中止し奨学生に返済する。不足金は原則として退職時までに返済する。

2. 第8条2項の場合。

(提出書類)

第10条 以下の書類を当院管理部長に提出する。

1. 奨学生申込書
2. 奨学生返還誓約書
3. 学校発行の入学・在学が確認できる証明書
4. 成績証明書（成績が確認できる資料）
5. 奨学生履歴書
6. 奨学生（成人の場合）・連帯保証人・親権者の印鑑証明書各一通

(協議事項)

第11条 本規定および本規定の運営において別途協議が必要な場合は、当院において協議し決定する。

(現制度の取扱)

第12条 現在の当院の奨学生制度『委託学生に対する奨学生規定』は廃止する。

実施 平成25年8月1日 実施